

## 議案第 57 号

白岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び白岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(白岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 白岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年白岡市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改める。

第 15 条第 1 項第 4 号及び第 44 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(白岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 白岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年白岡市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 34 条の 16 条第 1 項」を「第 34 条の 16 第 1 項」に改める。

第 26 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 8 月 31 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

こども家庭庁設置法の施行及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正により、所要の整備を行うため、

本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。